

河川法改正の流れ

- 日本の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、何度か改正を経て現在に至っている。
- 平成9年には、『治水・利水・環境』の三つにおける総合的な河川制度の整備が制定された。

◎ 1896年（明治29年）

治水

○近代河川制度の誕生

◎ 1964年（昭和39年）

治水

+

利水

○治水・利水の体系的な制度の導入

- ・水系一貫環管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

工事実施基本計画

◎ 1997年（平成9年）

治水

環境

○治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

河川整備基本方針・河川整備計画

1. 河川整備基本方針と河川整備計画

河川整備基本方針

※河川整備基本方針とは、河川整備の基本的な方針（考え方）を長期的な視点で定めたものであり、社会資本整備審議会（国土交通大臣の諮問機関）の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

内 容

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・流域及び河川の概要
- ・河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ⇒ 災害の発生の防止又は軽減
 - ⇒ 河川の適正な利用及び正常な機能の維持
 - ⇒ 河川環境の整備と保全

2. 河川の整備の基本となるべき事項

手 順

河川整備基本方針の案の作成

意見

河川整備基本方針の決定・公表

社会資本整備審議会（一級河川）

- ・小委員会（第1回）
- ・小委員会（第2回）
- ・河川分科会

策定者

国土交通大臣

策定範囲

水系ごと

旭川水系 平成20年1月28日策定

吉井川水系 平成21年3月6日策定

河川整備計画

※河川整備計画とは、河川整備基本方針に基づき、今後20～30年間に行う具体的な河川整備の目標、河川整備の実施に関する事項を定めたものであり、中国地方整備局長が定める。

内 容

1. 河川整備の目標に関する事項
2. 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

手 順

河川整備基本方針

○学識者からの意見聴取

- ・明日の旭川を語る会
- ・明日の吉井川を語る会

○地域住民からの意見聴取

- ・地域と共に明日の旭川を考える会
- ・地域と共に明日の吉井川を考える会
- ・地域住民アンケート調査

○地方公共団体の長からの意見聴取

- ・岡山県など

○地方公共団体の長からの意見聴取

- ・岡山県など

河川整備計画【原案】の作成

河川整備計画案の作成

河川整備計画の決定・公表

策定者

地方整備局長

策定範囲

一定の区間ごと（国管理区間など）

旭川水系 平成25年3月15日策定

吉井川水系 平成29年12月15日策定